



平成 21 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィーブ
代表者名 代表取締役 鈴木 徹也
(J A S D A Q ・ コード 2360)
問合せ先
役職・氏名 取締役 亀山 泰夫
電話 03 - 6408 - 1881

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、アント・コーポレートアドバイザー株式会社(以下「ACA」といいます。)が運営する投資事業有限責任組合であるACAグロス1号投資事業有限責任組合(以下「ACAグロス」といいます。)及びMCPシナジー1号投資事業有限責任組合(以下「MCPシナジー」といいます。)による、当社が発行する普通株式の公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)について、下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 1 月 13 日現在)

(1)名称	ACA グロス 1 号投資事業有限責任組合
(2)設立根拠等	投資事業有限責任組合法第 3 条第 2 項に掲げる組合契約に基づき組成
(3)設立目的	事業性が有望な小型上場企業に対して投資を実行し、経営支援、事業支援、資金供給を通じて企業価値向上に努める。 投資時から Exit 時に至るまで、投資対象企業の経営陣と円滑なコミュニケーションをとり、友好的な関係を保つことを重視。
(4)所在地	東京都千代田区平河町二丁目 16 番 15 号
(5)無限責任組合員	アント・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役 東 明浩
(6)投資額の総額	5,000 百万円
(7)買付者と当社との関係等	当社(役員・役員関係者・大株主含む)と買付先の間資本関係、人的関係、取引関係等の状況につきましては、該当事項はありません

(平成21年1月13日現在)

(1)名称	MCP シナジー1号投資事業有限責任組合
(2)設立根拠等	投資事業有限責任組合法第3条第2項に掲げる組合契約に基づき組成
(3)設立目的	日本におけるメディア/コンテンツ業界の一翼を担うベンチャー企業の育成、創出を目的とする。投資後はモニタリング中心の一般的なVCと一線を画し、事業会社の協力を得ながら徹底したハンズオンで投資先を支援する。
(4)所在地	東京都千代田区平河町二丁目16番15号
(5)無限責任組合員	アント・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役 東 明浩
(6)投資額の総額	4,000 百万円
(7)買付者と当社の関係等	当社(役員・役員関係者・大株主含む)と買付先との資本関係、人的関係、取引関係等の状況につきましては、該当事項はありません

(平成21年1月13日現在)

(1)商号	アント・コーポレートアドバイザー株式会社
(2)設立年月日	平成17年4月1日
(3)資本金	196 百万円
(4)本社所在地	東京都千代田区平河町二丁目16番15号
(5)代表者	東 明浩
(6)事業内容	メディア・コンテンツ業界を対象とした投資業務 投資事業ファンド財産の運用 投資に関するコンサルティング
(7)大株主及び持株比率 (平成21年1月13日現在)	住友商事株式会社 アント・キャピタル・パートナーズ
(8)買付者と当社の関係等	当社(役員・役員関係者・大株主含む)と買付先との資本関係、人的関係、取引関係等の状況につきましては、該当事項はありません

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1)本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成21年1月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。したがって、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

なお、当社の代表取締役社長鈴木徹也は特別利害関係者として、上記決議には参加しておりません。

また、上記決議には鈴木徹也を除く当社取締役及び監査役の全員が参加し、決議に参加した当社の取締役全員の一致で決議されております。さらに、当社の監査役全員が、当社取締役会

が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者であるACAグロス及びMCPシナジーは、いずれも、無限責任組合員であるアント・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「ACA」といいます。）が運営・管理する投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「投資事業有限責任組合法」といいます。）に基づく投資事業有限責任組合です。ACAは、平成17年4月に日興アントファクトリー株式会社（現：アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）の戦略投資部門を母体として設立され、上場株式ファンド、メディア・コンテンツ業界及び介護業界といった業界特化ファンドの運営を中心とした投資事業、並びにM&Aアドバイザー業務等の投資から派生する投資周辺事業を営む投資会社です。ハンズオン型のプライベート・エクイティ投資を基本スタンスとし、個別のノウハウが必要な業界や業種に特化した投資を行うことで、投資先企業の企業価値を向上させることを目指しており、メディア・コンテンツ業界においては、平成19年10月より、メディア・コンテンツ業界の企業への投資に特化したMCPシナジーを運用しております。また、平成20年6月に住友商事株式会社を割当先とした第三者割当増資を行うとともに、平成20年12月より、小型上場株を投資対象としたACAグロ-スを運用しております。

公開買付者らは、今回、当社の筆頭株主であり代表取締役社長である鈴木徹也（所有株式数：6,232株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：21.46%）が所有する当社の株式を含む、当社の発行済株式の全てを取得することにより、当社の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

なお、公開買付者らは、鈴木徹也との間でその保有する全株について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、ACAと鈴木徹也は、平成20年12月26日付で公開買付け等に関する基本合意書を締結しており、かかる契約において主として、鈴木徹也は、その保有する全株を本公開買付けに応募すること、本公開買付け完了の後、ACAは当社に対し取締役の派遣を行うこと、本合意書締結日以降、鈴木徹也が当社の代表取締役として一定の行為（定款の変更、重要な財産の処分、事業に関する重大な決定及び契約の締結、既存株主との間の投資契約の締結等）を行う場合には、ACAによる事前の書面による承諾が必要となること等の内容が規定されております。

本公開買付けはいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)（注）の一環として実施される取引であり、公開買付者らは、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社の株式を取得するために、金融商品取引法に基づき本公開買付けを行うものです。

なお、当社の代表取締役社長である鈴木徹也は、本取引成立後も、特段の事情がない限り引き続き当社の代表取締役社長に留まり、当社の経営の指揮を執る予定です。また、鈴木徹也以外の当社の現在の取締役も、本取引成立後、特段の事情がない限り引き続き当社の取締役として経営に参画する予定です。また、鈴木徹也は、本取引成立後、本取引と同一の価額で当社の第三者割当増資を引き受け、株主となる予定です。さらに、公開買付者らは本公開買付け終了後、他の当社経営陣に対しても当社への出資を呼びかける予定です。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の業務を執行する取締役の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

本公開買付けに賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

当社は代表取締役社長である鈴木徹也が、昭和63年5月に設立したコンテンツの企画、プロデュースを行う企業です。「テレビアニメーション事業」、「キャラクター事業」及び「出版事業」の3つの事業を営み、順調に売り上げを重ね、平成15年3月には株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に株式を上場しました。その後も、平成18年12月期には連結売上高で8,158百万円を計上するに至りました。

一方で、当社がこれまで売上の多くを依存してきたテレビアニメーション事業は、子供向け番組における放送枠の価格高騰、少子化や番組スポンサー各社の事業再編によるスポンサーの減少による減収、及び商品化におけるロイヤリティ収入の減少といった事態が進行しており、既存のビジネスモデルによる成長に限界が生じつつある厳しい状況となっており、平成19年12月期には、昨今のテレビアニメーション制作枠の削減に伴い、売上高が4,888百万円と大幅に減少しました。

他方、当社はコンテンツの展開をテレビ以外のメディアにも求め、ビジネスチャンスの確保に努めるとともに、アニメーション事業に依存するリスクを低減するため、出版事業の確立とキャラクター事業の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、平成20年12月期において、当社の連結子会社であるヴィレッジブックス株式会社において大量の返本が発生し、各種引当金の強化を行った結果、売上見込高が3,022百万円と二期連続で大幅な減収となる他、当期純損失にして476百万円を計上する見込みとなりました。

このような厳しい状況は今後も継続すると思われ、当社が引き続き出版事業の確立とキャラクター事業の強化に取り組んでいくうえで、依然として不透明な状況への備えとして内部留保資金を確保しつつ、新規コンテンツを製作するには相応の期間が必要となります。また、その効果が直ちに現れるものではないことから、一時的にせよ、コスト増加やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれます。

当社は出版事業を確立すべく今後、パートワーク事業(注)に注力してまいります。パートワークの市場は90年代後半以後、2倍以上の成長を示しており、また、当社は「エヴァンゲリオン・クロニクル」等で同事業の実績を有しております。このパートワーク事業は、企画からテストマーケティング・販売に至るまでをトータルでプロデュースするための体制の強化が必要となり、かかる体制の強化には、時間とコストがかかることから、更なるコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う業績の悪化も見込まれます。しかしながら、既述のコストの増加やキャッシュ・フローの悪化は、短期的な業績の拡大を志向している資本市場において十分に評価されず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性が否定できません。

このようななかで、当社は株式市場の厳しい評価を受け、平成20年2月には同年1月の株式の月末上場時価総額が5億円未満となったことを受け、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準の第2条第1項第3号(上場時価総額)に係る猶予期間(以下、「猶予期間」といいます。)に入りました。当該猶予期間については、その後の時価総額の回復により解除されましたが、同年7月の月末上場時価総額が5億円未満となったことにより、再び猶予期間に入りました。加えて、当社の平成20年6月期の半期報告書の中間財務諸表及び中間連結財務

諸表において、継続的な営業損失の発生、売上高の著しい減少、及び重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上により、継続企業の前提に関する注記を付すに至ってしまいました。猶予期間については、平成21年7月31日までとなっており、当社としても上場廃止の回避に向け努力してまいりましたが、当社の厳しい経営環境に鑑みて業績改善のための諸方策の成果が出るには時間がかかるうえに、昨今の稀にみる困難な経済情勢及び株式市況からしますと、当社株式が上場廃止に至る可能性については予断を許さない状況にあります。

また、当社は、平成15年に株式をジャスダック証券取引所に上場して以来、資本市場からの資金調達、ステータス・知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきた反面、近年、金融商品取引法の新たな内部統制ルールである「金融商品取引法に基づく内部統制報告制度」を初めとする資本市場に対する規制が強化されていることに伴って、株式の上場を維持するためのコスト（株主管理コスト、株主総会開催コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等）が増大しております。かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、当社の利益創出の足かせになる可能性は否めません。当社は企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがメリットを上回っているものと考えております。

よって、鈴木徹也は、株式の上場を確実に維持しながらの業績改善のための諸方策の実行は困難であり、業績改善策を実行して当社の抜本的な経営改善を実現するためには、当社を資金面、事業面の両面から中長期的に支援することができる中核安定株主を招き入れた上で、経営陣及び従業員が一体となり、経営陣が中長期的な視点に立って自己責任において柔軟かつ機動的な経営判断を実現できる経営体制を構築することが不可欠と考えるに至りました。そこで、鈴木徹也は、大規模な先行投資を含む諸策に伴うリスクを一般株主の皆様へ転嫁することを回避するとともに、中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となって事業遂行に取り組むことのできる経営体制を構築するための手段について、当社の経営陣と協議し、様々な可能性について検討を重ねてまいりました。その結果、株主の皆様によるその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、公開買付者らと連携してマネジメント・バイアウトを行うことによって、当社の株式を非公開化することが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であるとの結論に至りました。

他方、A C Aは、当社が今後強化していく方針であるパートワーク事業をはじめとした潜在的な事業価値に注目しました。また、A C Aが持つメディア・コンテンツ業界における知見、ネットワークを活用する一方、A C Aが得意とするハンズオン型の経営支援を実行することで、当社の中長期的な成長に寄与できると考え、マネジメント・バイアウトの形で資本参加を決定しました。

今後、A C Aは、本取引成立後、2名の社外取締役及び数名の経営スタッフを派遣し、管理体制の強化、資金繰りの安定化、新規ビジネスの展開といった点における経営支援を行っていく予定です。

以上のような検討を経て、公開買付者らは、当社の発行済株式の全てを取得することにより、当社の株式を非公開化させるための一連の取引を行うこととし、その一環として、本公開買付けの実施を決定したものであります。

なお、公開買付者らより、公開買付者ら及びその関係者等が反社会勢力と関係している事実はないことを確認しております。

（注）パートワークとは、別名を分冊百科といい、一般に週刊や隔週刊など定期的なペース

で発行される冊子を全号買揃え、百科事典とする形式の出版物のことを指します。

(3)買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者らにおける買付価格決定プロセス及び独立した第三者算定機関からの算定書の取得

公開買付者らは、買付価格の決定にあたり、第三者算定機関である株式会社アーケイディア・グループ（以下「アーケイディア」といいます。）より平成21年1月9日に提出された当社株式に係る株式価値算定書（評価基準日：平成21年1月8日）を参考にしました。

アーケイディアは、当社の株式価値を算定するに際して、ＡＣＡより提出された当社の事業計画等を検証のうえ、市場株価法とディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により当社の株式価値算定を行っております。各手法による当社の株式価値算定の結果は以下のとおりです。

・市場株価法

評価基準日を平成21年1月8日として、当社株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値平均値で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を5,809円から8,945円と算定しました。

・DCF法

当社が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を14,519円から16,047円と算定いたしました。

公開買付者らは、本公開買付けに係る買付価格を、株式価値算定書の算定結果や当社株式の過去の取引価格等を参考に慎重に検討いたしました。買付価格の算定手法として、市場株価法はその評価額に客観性を反映できること、DCF法に関しては、当社の将来におけるキャッシュ・フローを勘案して評価できる手法であること、また、本取引は当社の上場廃止を企図したものであり既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し並びに当社の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、当社との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者らは平成21年1月13日に、16,400円を買付価格とすることを決定いたしました。

一方、当社取締役会は、本取引が、当社の代表取締役社長が本取引成立後に当社の株主となり、引き続き経営に当たることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態を内包していることに鑑み、公開買付者らから提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「エイ・ジー・エス」といいます。）を選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。エイ・ジー・エスは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、エイ・ジー・エスは、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、その株式価値の算定結果を平成20年12月18日に当社取締役会に報告いたしました。

エイ・ジー・エスは、当社の株式価値を算定するに際して、当社より提出された当社の事業計画等を検証のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、及びDCF法を用いて当社の株式価値算定を行いました。

・市場株価法

評価基準日を平成20年12月17日として、当社株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月及び過去9ヶ月の終値平均値で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を5,597円から14,363円と算定しました。

・DCF法

当社が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を16,279円から17,050円と算定いたしました。

なお、買付価格は、公開買付者らが本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成21年1月9日）までのジャスダック証券取引所における当社株式の終値の過去1ヶ月平均値約6,203円、過去3ヶ月平均値約5,849円、及び過去6ヶ月平均値約8,846円（小数点以下をそれぞれ四捨五入）に対して、それぞれ約164.39%、約180.39%、及び約85.39%（小数点以下第三位をそれぞれ四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

独立した第三者委員会の設置

当社は平成20年12月11日開催の取締役会において、本取引及び本公開買付けの公正さ、透明性、客観性を高めるべく、公開買付者ら及び当社から客観的かつ実質的に独立している社外有識者として、当社社外監査役である野沢由之氏（税理士）、同じく当社社外監査役である藤田誠司氏（公認会計士）、及び小磯孝二氏（弁護士）の3名で構成される第三者委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等を諮問する決議を行いました。

第三者委員会は、当社取締役会から提出を受けた本取引に関連する資料を精査するとともに、当社代表取締役社長に対する質疑応答を経て、本取引及び本公開買付けの是非及び条件につき慎重に審議しました。その結果、第三者委員会は、平成20年12月25日に、当社取締役会に対して、当社取締役会より提出を受けた本取引に関連する資料及び当社代表取締役社長に対する質疑応答の内容を前提として、本取引及び本公開買付けは企業価値向上が目的とされており、かつ、公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされているものと認められ、本取引及び本公開買付けの実行及びその条件は相当であると判断する旨の答申を行うことを決議いたしました。

取締役会における賛同決議の方法

当社の取締役会は、第三者算定機関であるエイ・ジー・エスの株式価値算定書の算定結果を参考に、第三者委員会の答申を最大限尊重しつつ、買付価格その他本公開買付けの諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、平成21年1月13日開催の取締役会において、買付価格その他本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、鈴木徹也以外の出席取締役全員一致で承認可決しました。

本取引に関連して開催された当社取締役会においては、当社の代表取締役社長であり株主である鈴木徹也は、構造的に当社と利益相反状態にあることに鑑みて、上記賛同決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の

立場において公開買付者らとの協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った上記の平成21年1月13日開催の取締役会には、鈴木徹也以外の当社の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、他の本取引に関連する決議の行われた全ての当社取締役会は、鈴木徹也以外の当社の取締役が全員出席して出席取締役の全員一致で決議が行われています。さらに、社外監査役を含む当社の監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、かかる取締役会における意思決定方法につき、独立の法務アドバイザーである北村・平賀法律事務所より助言を受けております。

価格の適正性を確保する客観的状況

本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）については、公開買付者らは、法令に定められた最低期間が20営業日であるところ、33営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。また、公開買付者らと当社は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(4)本公開買付けによる上場廃止の見込み及び二段階買収の手続きについて

本提出日現在、当社株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付け等を行う株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の発行する株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

さらに、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者らの所有にかかる当社株式数の合計が、当社の発行済株式の総数となる次の手続きをとることを予定しておりますので、その場合には当社の発行する株式は上場廃止になります。上場廃止となった場合、当社の発行する株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者らは、当社の定款の一部を変更して当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類別の当社株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者らは、上記 ないし を同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記 のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者らは、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社はかかる要請に応じ

て本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成21年4月頃に開催される見込みです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類の本社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の中で交付されるべき当該別個の種類の本社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可の内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者らは当社に対し、公開買付者らの所有にかかる当社株式数の合計が、当社の発行済株式の総数となるよう公開買付者ら以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記 ないし の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めにしたがって、株主が当社に対してその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めにしたがって、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記（i）又は（ii）の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者らは、上記 ないし の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者らの株券等所有割合及び公開買付者ら以外の当社株主による当社の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を当社に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者らは、公開買付者らの所有にかかる当社株式数の合計が、当社の発行済株式の総数となるよう、公開買付者ら以外の当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。上記 ないし の議案や手続の実施の詳細及び時期等につきましては現時点においては未定ですが、決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主各自により税務専門家にご確認下さい。

以上のような検討を経て、公開買付者らは、当社の発行済株式の全てを取得することにより、

当社の株式を非公開化させるための一連の取引を行うこととし、その一環として、本公開買付けの実施を決定したものであります。なお、上場廃止後は、当社株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。

本取引完了後は、既述の施策を実行し、中長期的視点に立った当社企業価値の向上に邁進いたします。

- (5) 公開買付者らと当社の株主との間における公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項
本公開買付けにあたり、当社の筆頭株主であり代表取締役である鈴木徹也との間で、その保有する当社株式 6,232 株（所有割合 21.46%）の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません

5. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要について
添付書類、公開買付者の提示開示資料（「株式会社ウィーブ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）に記載のとおりです。

以上

(添付書類)

平成21年1月13日

各位

会社名 アント・コーポレートアドバイザー株式会社
代表者名 代表取締役社長 東 明浩
問合せ先 役職・氏名 パートナー 堀江 聡寧
電話03-5226-0641

株式会社ウィーヴ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成21年1月13日開催の取締役会において、当社が無限責任組合員を務めるACAグロース1号投資事業有限責任組合(以下「ACAグロース」といいます。)及びMCPシナジー1号投資事業有限責任組合(以下「MCPシナジー」といい、これらを総称して「公開買付者ら」といいます。)を通じ、下記のとおり株式会社ウィーヴ(コード:2360、ジャスダック証券取引所上場、以下「対象者」といいます。)株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

公開買付者らは、いずれも、無限責任組合員であるアント・コーポレートアドバイザー株式会社(以下「ACA」といいます。)が運営・管理する投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。ACAは、上場株式ファンド、メディア・コンテンツ業界及び介護業界といった業界特化ファンドの運営を中心とした投資事業、並びにM&Aアドバイザー業務等の投資から派生する投資周辺事業を営む投資会社です。

今回、ACAは、対象者が今後強化していく方針であるパートワーク事業をはじめとした潜在的な事業価値に注目しました。また、ACAが持つメディア・コンテンツ業界における知見、ネットワークを活用する一方、ACAが得意とするハンズオン型の経営支援を実行することで、対象者の中長期的な成長に寄与できると考え、マネジメント・バイアウト(MBO)の形での資本参加を決定しました。

そこで、公開買付者らは、対象者の筆頭株主であり代表取締役社長である鈴木徹也氏(所有株式数:6,232株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。):21.46%)が所有する対象者の株式を含む、対象者の発行済株式の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施いたします。

なお、公開買付者らは、鈴木徹也氏との間でその保有する対象者の全株について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、対象者の平成21年1月13日の取締役会において、本公開買付

けに賛同する旨の決議がなされています。

本公開買付けはいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)の一環として実施される取引であり、公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の株式を取得するために、金融商品取引法に基づき本公開買付けを行うものです。

なお、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付け等を行う株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の発行する株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者らの所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式の総数となるような、いわゆる二段階買収を行う手続きをとることを予定しておりますので、その場合には対象者の発行する株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者の発行する株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成21年1月13日現在)

商号	株式会社ウィーヴ	
主な事業内容	出版事業、アニメ企画・制作事業、キャラクターを活用した著作権事業	
設立年月日	昭和63年8月31日	
本店所在地	東京都港区白金二丁目7番16号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 徹也 代表取締役 Takaki Paul Tsuneo	
資本金の額	1,166,974,000円	
大株主及び持株比率	鈴木徹也(6,232株,21.46%) フリー株式会社(2,000株,6.89%) 株式会社インデックス・ホールディングス(2,000株,6.89%)	
買付者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成21年1月14日(水曜日)から平成21年3月2日(月曜日)まで(33営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無: 該当なし

(3) 買付け等の価格 1株につき、16,400円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

公開買付者は、本公開買付けに係る買付価格の算出に際し、独立した第三者機関に算定を依頼しました。また、株式価値算定書の算定結果や対象者株式の過去の取引価格等を参考に慎重に検討いたしました。買付価格の算定手法として、市場株価法はその評価額に客観性を反映できること、DCF法に関しては、対象者の将来におけるキャッシュ・フローを勘案して評価できる手法であること、また、本取引は対象者の上場廃止を企図したものであり既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し並びに対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は平成21年1月13日に、16,400円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、公開買付者が、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日(平成21年1月9日)までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の過去1ヶ月平均値約6,203円、過去3ヶ月平均値約5,849円、過去6ヶ月平均値約8,846円に対して、それぞれ約164.39%、約180.39%、約85.39%のプレミアムを加えた価格であります。

(5) 買付予定の株式等の数

買付予定の株式の種類は普通株式のみであり、株式買付け予定数は、19,361株を下限(ご参考:平成20年6月30日現在の発行済株式総数(29,040株)の66.67%)とします。上限は設けません。

(6) 買付け等による株式等所有割合の異動

買付前所有株式数	0株 (所有比率 0.00%)
買付後所有株式数	A C A グロース 10,757株 (所有比率 37.04%)
	M C P シナジー 8,604株 (所有比率 29.63%)
	合計 19,361株 (所有比率 66.67%)

(注1) 買付後所有株式数は、買付け予定株式数の下限を買付けた場合の株式数です。

(注2) 所有比率は、対象者の発行済株式総数29,040株(平成21年1月13日現在)を基準に算出しております。

(7) 買付代金 317百万円(予定)

(注) 買付代金は、買付予定数(19,361株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載していま

す。なお、最大買付数（対象者の平成20年6月30日現在の発行済株式総数：29,040株）を買い付けた場合の買付代金は476百万円になります。いずれも100万円未満は切り捨てております。

（8）決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

決済の開始日

平成21年3月6日（金曜日）

（9）公開買付開始公告日

平成21年1月14日（水曜日）

（10）その他買付けの条件及び方法

該当事項はありません。

3. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けにあたり、対象者の筆頭株主であり代表取締役である鈴木徹也氏との間で、同氏の保有する対象者株式6,232株（所有割合21.46%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、平成21年1月13日の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の決議がなされております。

（ご参考）

アント・コーポレートアドバイザー株式会社の概要

会社名	アント・コーポレートアドバイザー株式会社
本社	東京都千代田区平河町二丁目16番15号
設立	2005年4月1日
資本金の額	189,816千円
代表者	代表取締役社長 東 明浩
事業内容	上場株式等に対する投資ファンドの運営 業界特化型投資ファンド等の運営 M & A アドバイザリー業務等

以 上